



「申込書」「告知書」には、Webサイト上の「契約者情報入力」「告知情報入力」を含みます。なお、保険契約様より入力された所要事項(「契約者情報」「告知情報」「お支払情報」)の朝日生命での受信をもって、保険契約のお申込み等があつたものといたします。

Webサイト上のお申込み手続画面については、「募集代理店」ではなく、「朝日生命保険案内マスク」がサポートをさせていただきます。

クーリング・オフ制度に関する事項を記載した書面には、お申込み手続き画面に表示する「ご契約約款(抜粋版)」「契約概要」「注意喚起情報」を含みます。

朝日生命は、各種約款、各種案内、契約内容等を、書面の交付(郵送)に代え、Webサイト、電子メール等の朝日生命所定の電磁的方法により、保険契約様に交付いたします。また、電子メールによる場合は、保険契約様にご登録・ご指定いただいたメールアドレスに通知いたします。なお、一部の書面については郵送する場合があります。

インターネットでお申込みいただける方は、Webサイト上で展開しているプランのみとなります。

## ご契約のしおり(抜粋版)

これは契約にまつわる大切なことについて記載した「ご契約のしおり」の抜粋となります。お申込みを受け付けたのち、朝日生命のホームページ(<https://www.asahi-life.co.jp>)にも掲載しております。「ご契約のしおり・約款」はお申込みいただいた際に事前に送付させていただきます。また、「ご契約のしおり・約款」につきましては、朝日生命のホームページ(<https://www.asahi-life.co.jp>)にも掲載しております。

### お知らせとお願い

1. 保険契約締結の「契約」と「代理」について  
生命保険募集人が保険契約の「媒介」を行う場合は、保険契約のお申込みに対して保険会社が承認したときに保険契約は有効に成立します。

2. 生命保険募集人について  
保険会社が保険契約の「代理」を行なう場合は、生命保険募集人が保険契約のお申込みに対して承諾すれば保険契約は有効に成立します。

また、原則として保険契約の内容を変更する場合にも、原則としてご契約内容の変更等に対する朝日生命的の承諾が必要になります。

○告知を受けている旨(告知受領印)は、生命保険会社は必ずしも保険契約が指定した医師が必要です。  
募集代理店の担当者が(生保業界集団)には告知をお受けできる旨(告知受領印)がないため、**募集代理店の担当者に口頭でお話しても告知いたしましたことはなりませんので、ご注意ください。**

3. クーリング・オフ制度(契約の申込みの撤回権)について  
お申込みの際は、お問い合わせ欄にてお問い合わせください。

○申込者は必ず契約者(以下、「申込者」といいます)は、保険契約の申込日もしくは書面内容に訂正申込日もしくはクーリング・オフ制度に関する事項を記載した書面(注)を受け取った日のいずれか遅い日(注)の日(注)までに「契約のしおり」の抜粋版(注)を含みます。

○申込者(契約のしおり)の取扱い(契約のしおりの抜粋版)を含みます。

○申込者の申込みの際は、書面(注)をお読みください。

○申込者の申込みの際は、書面(